

平成28年6月6日開会

(農地部会)

# 雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

## 第6回農地部会議事録

- 1 招集日 平成28年6月6日(月)
- 2 開会日時及び場所  
平成28年6月6日(月) 午前10時00分  
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成28年6月6日(月) 午前10時55分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	7番 渡辺 勝美
8番 本田 岩勝	9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭
14番 吉田 良一	15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸
24番 草野 定	28番 田浦 則利	32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳
34番 馬場 保	36番 川内 幸徳		

(2)部会長の求めにより出席

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参事	清水 友秀
課長補佐	増富 浩彦
主査	福田 智美
嘱託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第3 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第35号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第5 議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第38号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第39号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

---

午前10時00分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） それでは皆様改めましておはようございます。午前中ということでご多忙の中、練り合わせていただきありがとうございます。それでは座って進めさせていただきたいと思っております。

ただいまから平成28年第6回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案33号農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、議案34号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案35号農地法第4条の規定による許可処分の取消願について、議案36号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案37号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案38号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案39号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上7件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、9番、林田委員、10番、横田委員両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案33号農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第33号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 受付番号1番については、議案第34号農地法第3項第1項の規定による許可申請についての受付番号14番で改めて許可申請がされておりますので、一括して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、一括して審議します。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第34号、受付番号14番について議案書をもとに説明）

本案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当するような事実はないと思われ  
ます。  
以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第33号、受付番号1番及び議案第34号、受付番号14番の審議に  
入ります。まず地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条の規定による許可処分  
の取消願の受付番号1番については、土地の所有者本人より申請があり平成28年4月7日付で  
許可がおりていましたが、当該農地は破産手続中の財産であることが判明したため、一度許可を  
取り消し、破産管財人からの申請により改めて手続を行うことになりました。議案第34号、受  
付番号14番に関しては、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当た  
って何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第33号、受付番号1番及び議案第34号、受付番号14番について、  
ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第33号、受付番号1番の許可を取り消  
し、議案第34号、受付番号14番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議がないようですので、議案第33号、受付番号1番は願い出どおり  
許可を取消し、議案第34号、受付番号14番は申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とし  
ます。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第34号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当するような事実はないと思われ  
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号10番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせくだ  
さい。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。農地法第3条第1項の規定による  
許可申請の受付番号10番については、社会福祉法人が農地を取得する案件です。農地法第3条

の権利の移動の不許可の例外として、社会福祉法人等営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的にかかわる業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合に限り許可ができるとなっておりますので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号10番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 16番、森崎です。これは深江のコスモス会でありまして、ここから通って農業されるわけですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 申請地の隣接地に施設があります。

○委員（16番 森崎 茂徳君） そこに施設があるんですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） はい、そうです。

○委員（16番 森崎 茂徳君） わかりました。

○議長（馬場 保君） 私のほうからですけど、この案件は珍しい案件ですので、事務局のご説明をお願いしたいと思います。

○課長補佐（増富 浩彦君） 会議が始まる前にプリントを事務局のほうから配ったんですけども、簡単に言えば、この3ページ目にですね、農地法の施行規則の16条、1番最後のページですね。3枚目が1番わかりやすく、農地法の施行規則の16条に、農林水産省に定めるものは、学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他の営利目的としない法人とするということで書いてあって、ここに該当する、営利を目的としない法人ということで、今回は、コスモス会さんの農地法3条の申請が妥当だということで認めております。詳しくは1枚目から3枚目あたりにずっと書いてありますので、委員さんたち、ほかのこういった社会福祉法人とか学校法人が農地を買えるとか、借りられるとかと質問があったときには、こういったプリントを見てからですね、指導をしてもらえればと思っております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第34号、受付番号10番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号11番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号11番については、後継者に贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号11番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第34号、受付番号11番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号12番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1番 水口 正好君） 議席番号1番、水口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号12番については、不在地主が譲渡する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号12番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第34号、受付番号12番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号13番の審議に入ります。

本案件につきましては、内田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第24条第2項の規定により退席をお願いします。

〔内田委員退場〕

○議長（馬場 保君） まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号13番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号13番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第34号、受付番号13番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。ここで、内田委員の入室を求めます。

〔内田委員入場〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、受付番号15番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号15番については、耕作利便のため農地を譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上でございます。

○議長（馬場 保君） 受付番号15番について、ご質疑がありましたらお願いします。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 36番、川内です。何かつながりがあるんですか、無償、ただでやるって、譲渡人さんと譲受人さんの関係は。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） この案件がですね、次の16番の案件と絡みがありまして、実際、交換ということで、3者の交換ということで来られたんですけども、持ち主さんたちがそれぞれ違うものですから交換にはならず、耕作利便のためにやるということで、3者で交換みたいな感じになっております。

○委員（36番 川内 幸徳君） 了解しました。わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第34号、受付番号15番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号16番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第3条第1項の規定による

許可申請の受付番号16番については、耕作利便のため農地を譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号16番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第34号、受付番号16番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号17番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号17番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号17番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第34号、受付番号17番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号18番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号18番については、後継者に贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号18番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○課長補佐（増富 浩彦君） 議長、事務局から済みません。別添1の35ページをお開きください。譲渡人と譲受人の年齢のところが間違っております。議案書のほうの年齢が正解ですので、訂正をお願いします。譲渡人さんが78歳。譲受人さんが52歳ということで訂正をよろしくお願いします。



以上です。

○議長（馬場 保君） ご質疑がございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第34号、受付番号18番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号19番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 議席番号16番、森崎です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号19番については、不在地主が親戚へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号19番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第34号、受付番号19番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号20番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号20番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないかと思われまます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号20番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第34号、受付番号20番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第35号農地法第4条の規定による許可処分の取消願についてを議題と

します。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第35号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。農地法第4条の規定による許可処分取消願の受付番号1番については、平成26年6月19日付で農業用倉庫用地として転用許可を得ていましたが、事業が着工されず、現在も農地として使用していることから、許可の取消願が出されたものです。現地確認においても特に問題もありませんでしたので、取り消しに当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第35号、受付番号1番の許可処分を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可を取り消すことに決定しました。

次に、日程第5、議案第36号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第36号について議案書をもとに説明）

本案件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当するような事実はないと思われま

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号3番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号3番について、申請地は、平成28年5月24日に農振除外がされておりますが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が農家住宅であり集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われま

す。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えま

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号3番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号3番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第37号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われ  
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号6番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号6番について、申請地は、農振白地であり、宅地が連たんしていることから、第3種農地であると考えられます。申請地近くの葬儀場・光会館の駐車場として使用するための転用です。現地調査会において、盛土することによって、隣接地との間にある水路に土砂が流れ込まないか、また、碎石敷にすることによって碎石が道路に飛散するのではないかとの意見がありました。代理人に確認したところ、盛土部分には擁壁を設け、道路からの入り口部分は1メートル幅でコンクリート敷きにすると回答をいただいております。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号6番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号6番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号7番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号7番について、申請地は、農振白地であります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が共同住宅であり集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われまます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号7番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号7番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号8番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。

○委員（28番 田浦 則利君） 議席番号28番、田浦です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号8番について、申請地は、農振白地であり、住宅が連たんしていることから第3種農地であると考えられます。現地調査会において、雨水の排水経路について質問があり代理人に確認したところ、後日、計画の変更が提出されました。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。排水経路の計画変更については事務局より説明をお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○課長補佐（増富 浩彦君） 別添2の28ページをお開きください。変更が、土地からいきますと、真ん中より下のところ1202-2という土地があって、その下に水と書いてある水路があるんですけども、ここを田浦委員と現地で確認したところ排水路になっておりまして、申請地から左のほうに道というのがあります。そこに下水道管が通っておるんですけども、その下水道管が通っておるところに管を通して、その排水路まで持っていくということで計画変更がされております。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号8番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号8番の転用申請を認めることにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第7、議案第38号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第38号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われま

す。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第38号に対する質疑を2ページごとに行います。

16ページから1番から10番は貸借による案件、11番から17ページ、16番は所有権移転による案件、17番から18ページ、24番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

16ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑ないようですので、次に17ページから18ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第38号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第8、議案第39号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第39号についてを議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業に関する法律に基づく適正な計画であると思われま

す。

○議長（馬場 保君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

ご質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑ないようですので、議案第39号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第39号につきましては特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。

本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午前10時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 6月 6日

議 長

署名委員

署名委員